

印鑑登録 代理人申請に必要な書類

※必ず2回以上来庁していただく必要があります。

<来庁1回目>

①登録される方が窓口に来ることができない証明

来庁できない理由	必要な書類
仕事のため	・勤務証明書
入院・入所	・入院出張証明書
長期出張	
学生(遠方に下宿等しているため、帰省できない)	・在学証明書(1カ月以内、原本) ・居所のわかる書類 (賃貸借契約書、公共料金領収書 消印のある郵便物等)

様式を渡します

②委任状

③登録する印鑑

登録できない印鑑

- ・大量生産の印鑑
- ・欠けている等変形している印鑑
- ・同じ世帯員が、既に登録している印鑑(同じ印影)

④本人・代理人の本人確認書類(下記参照)

※1回目の申請後、照会書を本人の居所へ「転送不要」で郵送します。

<来庁2回目>

①照会書

※必ず開封し、ご本人様が記入・登録する印鑑を押印してください。

ご本人様が記入できない場合は、代理人(窓口に来る方)以外の方が代筆をお願いします。(代筆者の氏名も記入してください)

②登録する印鑑

③本人・代理人の本人確認書類(1回目と同じもの)

④代理人の認印

【本人確認書類】

1点でよいもの・・・運転免許証、マイナンバーカード、障害者手帳、パスポートなど
2点いるもの・・・資格確認書、年金手帳、介護保険証、診察券など

※登録証再発行の場合は、手数料400円が必要です。